

第 2 1 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、人員配置計画（様式 6）中、申請時点で名古屋市港防災センター（以下「本件施設」という。）に勤務している職員の資格等（以下「本件職員情報」という。）を公開とした決定は妥当でないので、非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 6月23日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、名古屋市消防長（以下「旧実施機関」という。）に対し、平成24年度本件施設指定管理者選定において、株式会社〇〇〇が提出した書類のうち、本件施設の管理運営に係る事業計画書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成26年 7月16日、旧実施機関は、本件公開請求に対して、平成24年度本件施設指定管理者選定において、株式会社〇〇〇が提出した書類の内、本件施設の管理運営に係る事業計画書（様式 4～様式16）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 平成26年 7月23日、異議申立人は、旧実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同年 8月 6日、旧実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書に含まれている担当者の氏名等は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため非公開とする。
- 5 同日、旧実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同月21日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

本件行政文書に記載されている情報については、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する個人情報を除き、同項各号に掲げる非公開情報を含まないため。

平成24年 7月名古屋市港防災センター指定管理者募集要項（以下「本件募集要項」という。）20「申請書類、選定結果等の情報公開」のとおり、個人情報を除き全て公開するもの。

- 6 平成26年 8月12日、異議申立人は、本件処分を不服として、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。
- 7 同月20日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。
- 8 平成27年 4月 1日、本件施設に係る事務が旧実施機関から実施機関へ移管された。これに伴い、平成28年 1月 4日、審査庁は、異議申立人及び旧実施機関に対して、本件審査請求の審査権が、審査庁から実施機関に移管され、以後、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）として審査する旨を通知した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が不服申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 構成、文章、図、写真、イラスト等、本件行政文書全体が、長年積み上げてきた企画力やデザイン力等を結集した重要なノウハウであり、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

(2) 本件行政文書に記載されている基本的な考え方から具体的な提案等すべての要素が、指定管理者の選定における他の応募者との差別化を図ったもので、競争上の優位性を獲得するための重要なノウハウである。

また、公開となれば、他都市における同種施設の運營業務の提案においても、競争上の地位を脅かされ、企業として明らかに不利益を受けること

が容易に想定されるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

- (3) 本件行政文書には、個人を識別する情報も含まれるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

選定された事業者の選定段階における提出書類については、名古屋市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に定める個人情報を除きすべて公開する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」に基づき、本件募集要項に明記しており、異議申立人はこれを承諾の上で本件施設の指定管理者の指定について申請している。

以上から、本件行政文書には、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する情報を除き、同項各号に掲げる非公開情報は含まれないと解すべきであり、本件行政文書に記載されている情報が同項第 2 号に該当するとの異議申立人の主張は不合理である。

また、異議申立人が上記第 3 の 2 (3) において同項第 1 号に該当すると主張している情報は、非公開としている。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち、本件異議申立てに係る部分（以下「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本件施設における平成25年 4月 1日から平成29年 3月

31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、異議申立人から提出されたものである。

また、本件募集要項においては、「申請団体の申請書類について情報公開請求があった場合は、選定された事業者については個人情報保護条例第2条第1号に定める個人情報を除きすべて公開します。」と記載されていることが認められる。

(2) 異議申立人は本件施設の指定管理者に選定され、平成25年度から平成28年度までの4年間で指定管理期間として管理運営を行っている。

4 条例第7条第1項第2号該当性

まず、本件情報が条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、異議申立人が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類の一部であり、異議申立人における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の2第1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

上記のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 指定管理者は民間企業でもあるため、その事業計画書については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性はある。しかし、異議申立人からは、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されておらず、他都市における同種施設の運營業務の提案においても、競争上の地位を脅かされるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているため、本件情報を公開とすることによって生ずる事業活動上の不利益が大きいとは認められない。

イ また、本件施設の本件募集要項においても、個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、企業ノウハウにあたる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとは言えない。

ウ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開とすることによって生ずる事業活動上の不利益が優越するとする特段の事情は認められない。

以上のことを総合的に判断すると、本件情報を公開することによって、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとは言えない。

(6) 以上のことから、本件情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性

次に、本件情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人

を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会が調査したところ、人員配置計画（様式 6）には、職員配置計画の表が掲載されており、当該表には本件職員情報が含まれていることが認められた。

(3) そして、本件職員情報は、個人の能力等に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる。

(4) 以上のことから、本件情報のうち、本件職員情報は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められるが、その他の部分は同号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 8月20日	諮問書の受理
9月30日	旧実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月29日	旧実施機関の弁明意見書を受理
12月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 1月 4日	旧実施機関から実施機関への事務移管に伴い、不服申立ての審査権が審査庁から実施機関へ移管
平成30年 1月12日 (第 4回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議
4月24日 (第 7回	調査審議

第 1小委員会)	
5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
9月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久